

批評・紹介

遼律之研究

瀧川政次郎
島田正郎 共著

A5版二五九頁 昭和十九年一月
大阪屋號書店發行 定價四圓七拾六錢

本書の冒頭に説かるゝ如く、遼法制の支那法制史上に於ける地位は、支那史上に於ける遼の地位と正に相應する。漢人の中華主義的史觀よりすれば、胡族國家遼の歴史は問題視されぬであらうが、かゝる偏見は一掃され、遼の史的地位は正當の場所に置き換へられねばならぬ。漢人史家により曲筆された胡族國家史の再検討こそ本邦東洋史家の重要課題と云へよう。遼の法制は民族的自覺に燃える契丹人により生出されただけに、漢人國家の法制に見られぬ特色をもつ。唯にその内容のみでなく、施行されし範圍・年限よりしても宋のそれに劣るものではなかつた。其事の實證が律を通じて行はれたのである。著者の一人たる島田氏は遼宋の史料を涉獵され、遼律適用の結果と見るべき裁判例を遍く蒐集し、之を唐律十二篇五百二條に照合することにより、唐律諸條項の趣旨の遼律への反映を指摘せられた。本書の第四章「遼律の内容」(七九—二四五頁)はこの方法による遼律の復舊であり、その結果、重熙新定條制五百四十七條の中、少くとも八十八條は唐律の相當條項の踏襲なることを推定

せられた。「律の條文そのものを復原し得たものは、一條もこれを求めることが出來ず、僅かに唐律の個々の條文が、或ひはそのまゝ、或ひは若干形をかへて、成文法としての遼律の裡に收められ、實施されてゐたことが臆測し得られたに過ぎない。」(同章緒言)と叙べられてゐるが、極めて限定された、而も疏漏偽誤多き史料しかない現在、誠に已むを得ない。第四章の研究に加へて島田氏は「遼代社會の概観」(第二章第一節)・「法典編纂の沿革」(第二章第二節)・「契丹固有法の保存」(第三章第二節)「遼律と唐宋律の比較」(第五章)を物されてゐるが、更に瀧川博士の筆に成る「支那法制史上に於ける遼律の地位」(第一章)・「遼律の性格」(第三章)・「遼律の金元律に與へたる影響」(第六章)の諸章と相俟つて本書の内容を充實せしめられてゐる。なほ少しく叙べさせて貰ふならば、遼宋時代及び金宋時代は之を二國時代と呼んで然るべき時代(四頁)とされたのは承認されねばなるまいが、猶同時代に相鼎立せし西夏に對しても從來與へられしより以上の位置が賦與さるべきではあるまいか。「遼代社會の概観」に於いて、漢人の農業的經濟機構が遊牧經濟を壓倒せし結果、遼の中堅階級は崩壞し、契丹人の無能力化が漢人の擡頭を齎し、對契丹人政策に熱意を缺き、漢人宥和策の行過ぎた結果は遼國瓦壞の重要原因となつたとされたのは特に注意したい。漢法に盲從せずして契丹固有法が保存されたのは確かに遼律の性格を特徴附けるが(第三章第二節)、しかも猶、遼代契丹人には未だ國粹思想といはるべき程のものはなく(史潮

三ノ二、有高巖博士、元代科擧考、國粹思想は金人の間に始めて起つたとされる（内藤博士、支那論舊版六七頁）。華化防止は夙に漢人中行説によつて策せられ、突厥にては名臣噶欲谷の諫言あり、毗伽可汗の痛烈な排華の詔となつて現れたが、到底民族全體に國粹思想を漲らし得なかつた。金の世宗に至り國粹保存に對し、可成りの努力が拂はれたが、それは西夏の李元昊に做つた所があるらしく、西夏書事卷二十嘉祐六月冬十月條に「昔金臣幹特刺言。西夏崇尚舊俗。故能保國數百年。世宗以爲然」と見える。兎もあれ、遊牧民たる遼代契丹人は漢人を併せて國家經營を行ふ爲には、遊牧的なものを自ら止揚せねばならず、遊牧民たり得なくなることが彼等の國家經營の前提的條件たりしことを思はねばならぬ。遼國の崩壞は既にその建國の時に早くも運命付けられてゐたと云へよう。

以上、長年の御苦心の成果に對し、燕雜の辭を連ねたるを謝し、引續いて遼令・遼禮への探究の成果の發表されんことを期待して擱筆する。（岡崎精郎）